

「SPDR(スパイダー) S&P500 ETF」の特徴

- 当該ETFは、NYSEアーカ取引所等に上場しているETFで、米国の代表的な株価指数の1つであるS&P500への連動を目指します。
- 1993年に米国で初めてのETFとして設定され、純資産残高は2011年1月末現在、約935億米ドル(約7兆8千億円)*の世界最大のETFです。*出所:ブルームバーグ、2011年1月末現在
- 上場日から貸借銘柄に選定されます。日本円で投資できる外国ETFです。

対象指標の推移(S&P500指数)



対象指標の主な構成銘柄

会社名	業種	比率
エクソン・モービル	エネルギー	3.2%
アップル	情報技術	2.6%
マイクロソフト	情報技術	1.8%
GE	産業	1.7%
シェブロン	エネルギー	1.6%
IBM	通信サービス	1.6%
P&G	生活用品	1.6%
AT&T Inc.	通信サービス	1.5%
ジョンソン&ジョンソン	ヘルス・ケア	1.5%
JPモルガンチェース	金融	1.5%

※2010年12月31日時点

S&P500 指数とは

S&P500指数は、スタンダード・アンド・プアーズ・ファイナンシャル・サービシーズ・エルエルシーが開発した株式インデックスで、米国の証券取引所に上場された代表的な500銘柄(24産業グループ)の株価を時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

ファンド情報

銘柄名	SPDR S&P500 ETF
銘柄コード	1557
対象指標	S&P500 指数
上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所:NYSEアーカ取引所、シンガポール証券取引所)
上場日	2011年3月24日
売買単位	1口
信託費用等	年0.0945%程度
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金支払基準日	権利落日(毎年3月、6月、9月及び12月の各第3金曜日)から2営業日後*1(年4回)
管理会社(信託受託者)	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
スポンサー	PDRサービシズ・エルエルシー
外国ETFサポート・メンバー*2	シティグループ証券(株)、パークレイズ・キャピタル証券(株)
受益証券事務取扱機関	三菱UFJ信託銀行(株)

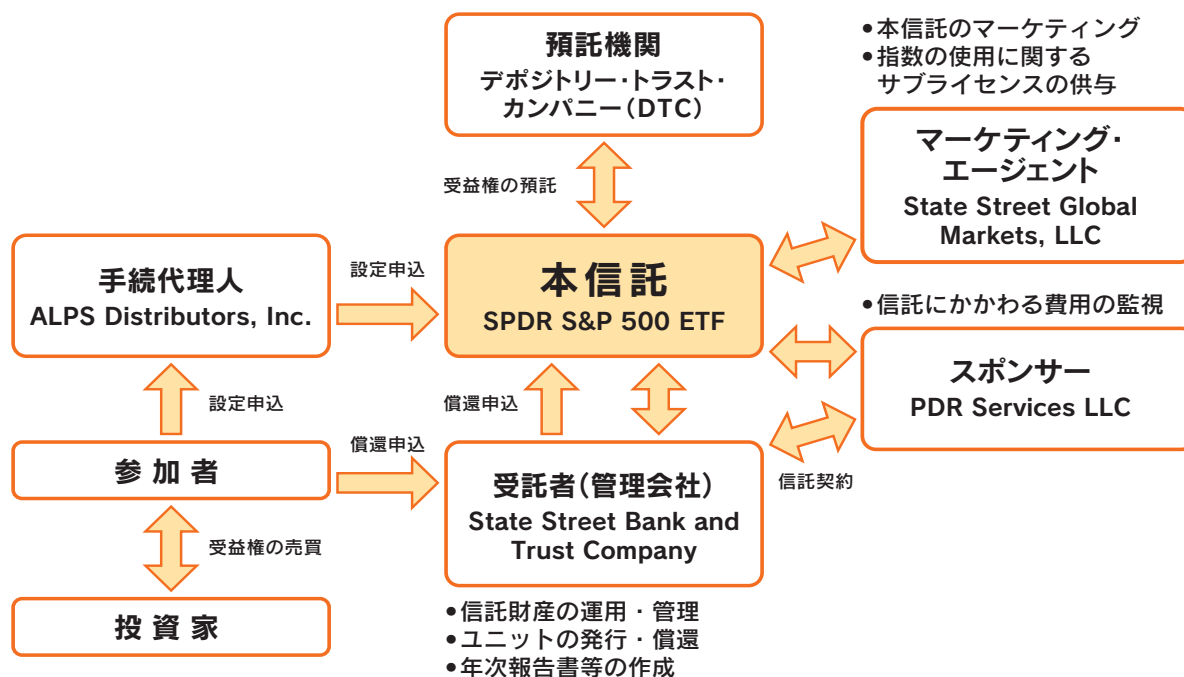
*1 営業日は、本国(米国)の営業日を基準といたします。日本での分配金支払基準日については、東京証券取引所ホームページ内の適時開示情報閲覧サービス等で公表されます。

*2 「外国ETFサポート・メンバー」とは、本銘柄の円滑な流通の確保に努める取引参加者を示します。

投資対象について

当該ETFはS&P500指数に採用されている米国株式等へ投資を行います。

ファンドの仕組みについて



※日本国内において、本信託のクリエイション・ユニットの設定の募集は一切行っていませんので、ご注意ください。

「SPDR® S&P500® ETF」の情報入手一覧

東京証券取引所 ホームページ

▼ETFの現在値

「ETFスクエア」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html>

(注) 検索される場合には、一覧表のETFの証券コード「1557」をクリックしてください。

▼一口あたりの純資産額、対象指数との乖離率等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

(注) 検索される場合には、検索条件にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの検索コード「15574」を入力してください。

スタンダード&プアーズ ホームページ

▼インデックスの数値や紹介等

<http://www.standardandpoors.com/home/en/us> (英語)

SPDR ETF専用ホームページ

▼当ETF専用サイト

<http://www.spdrs.jp/sp500> (2011年3月中旬より開設予定)

▼SPDR ETFシリーズのファンド情報など

<http://www.spdrs.jp/> (日本語) <http://www.spdrs.com/> (英語)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(株)

▼日本における問合せ先

証券営業部 Tel 03-4530-7152 <http://www.statestreet.com/jp> (ステート・ストリート・グループ ホームページ)

ファンドのリスク

投資家はユニットに投資することにより損失を被ることがあります。投資家は、ユニットへの投資を決定する前に、本書に含まれる他の全ての情報と共に、下記のリスク要因を慎重に考慮すべきです。

本信託への投資は、出資有価証券への投資に固有のリスクを含んでいます。本信託への投資は、広範囲にわたる普通株式のポートフォリオへの投資のリスクがあります。その中には、株価全般が下落し、それにより、かかる投資の価額に悪影響を与えるリスクが含まれます。ポートフォリオ証券の価額は、ポートフォリオ証券の発行者の財務状態の変化、普通株式一般の価格変動、その他の要因により変動することがあります。また、指数構成証券およびポートフォリオ証券の銘柄および組入比率も、随時変動します。

発行者の財務状態は毀損することがあり、株式市場の全般的状況も悪化することがあります（両者はともに、本ポートフォリオの価額を減少させ、それによりユニットの価値を減少させることがあります）。普通株式は、株式市場の全般的な変動の影響を受けやすく、また、発行者に対する市場の信用および認識の変化に伴い価額の頻繁な増減があります。これらの投資家の認識は、多様かつ予測不能な種々の要因（政府、経済、金融および財政政策に関する見通し、インフレーションおよび金利、経済の拡張または収縮、ならびに世界的または地域的な政治、経済および金融上の危機など）に基づきます。

ある特定の発行者の普通株式の保有者は、その発行者の優先株式または債務証券の保有者より大きなリスクを受けます。なぜなら、発行者の所有者としての普通株主の権利は、その発行者の債権者、または当該発行者が発行した債務証券または優先株式の保有者の権利に、一般的に劣後するからです。さらに、満期時に支払われる規定の元本金額を典型的に持つ債務証券や、典型的に清算優先権を持ち、選択的または強制的な償還条項を持つことのある優先株式とは異なり、普通株式には固定の元本金額や満期がありません。普通株式の価額は、普通株式が流通する限り、市場の変動の影響を受けます。本ポートフォリオの価額は、本信託の存続期間を通じて変動することが予想されます。

ポートフォリオ証券の発行者が配当金を支払うという保証はありません。分配は、一般的に、ポートフォリオ証券の発行者による配当の宣言により、また、その配当の宣言は、一般的には、発行者の財務状況、全般的な経済状況を含むさまざまな要因に依存します。

本信託は積極的には運用されません。本信託は、伝統的方法で積極的には「運用」されません。したがって、かかる発行者がS&P500指数から除外されない限り、発行者の財務状態の悪化により、その発行者が本ポートフォリオから除外されることはありません。

特定のポートフォリオ証券に対する流動性のある取引市場は存在しない可能性があります。大部分のポートフォリオ証券は米国内の証券取引所に上場されていますが、いくつかの証券については、主たる取引市場が店頭市場であることがあります。特定のポートフォリオ証券に対する流動性のある取引市場の存在は、ディーラーが当該株式について市場を形成するかどうかにか依存します。

いかなるポートフォリオ証券に対しても市場が形成もしくは維持されること、またはかかるいかなる市場も将来的に流動性があり、それが維持されることについて、保証はありません。ポートフォリオ証券が売却される価格やポートフォリオの価額は、ポートフォリオ証券の取引市場が制限され、または不存在である場合に、悪影響を受けることがあります。

本信託は、正確にS&P500指数の実績を再現することはできません。ポートフォリオが生み出す総収益が、ポートフォリオの実際の残高の調整において、本件信託費用および取引費用により減額されるため、本信託はS&P500指数のパフォーマンスを正確に再現することができません。さらに、本信託は、流通市場において特定の指数構成証券を調達できないために、またはその他異常な状況のために、S&P500指数のパフォーマンスを常に十分に再現できない可能性があります。

本信託への投資は不利な税効果を生む場合があります。本信託の投資家は、ユニットの取得、所有および売却に係る米国連邦、州、地方およびその他の税効果を検討すべきです。ユニットの取得、所有および売却に係る一定の米国連邦所得税効果の検討については、「第一部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】3【投資リスク】(5)【課税上の取扱い】②米国連邦所得税」をご参照下さい。

NAVは常に市場価格に一致するとは限りません。クリエイション・ユニット規模のユニットのNAVと、それに比例する1ユニット当たりのNAVは、ポートフォリオ証券の市場価額の変動により変化します。投資家は、50,000ユニットの総公開取引市場価格は、クリエイション・ユニットのNAVとは異なることを認識すべきです（つまり、50,000ユニットは、クリエイション・ユニットのNAVに対しプレミアム付きで取引されることも、割引かれて取引されることもあります）。また、同様に、1ユニット当たりの公開取引市場価格は、1ユニットを基準にしたクリエイション・ユニットのNAVとも異なることがあります。この価格差は、ユニットの流通取引市場に働いている需給の力は、どの時点でも、個別のまたは相対的な指数構成証券の価格に影響する同じ力と密接に関係するが、同一ではないという事実により、主に起因します。投資家はまた、保有される総資産の観点からの本信託の規模は、クリエイション・ユニットの設定または償還に応じて、時間とともにおよび随時、大きく変化するという事実を、認識すべきです。

本件証券取引所はトラスト・ユニットの取引を中止するかもしれません。ユニットは、マーケットシンボルSPYの下で、NYSEアーカに上場され、取引されています。本書に要約されるような特定の状況の下（下記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 ③本件証券取引所への上場」をご参照下さい。）では、トラスト・ユニットの取引が中止になることがあります。トラスト・ユニットの上場を維持するために必要な本件証券取引所の要件を満たし続けるか、また、要件が変化しないかについては、保証の限りではありません。トラスト・ユニットが本件証券取引所において上場廃止になった場合、本信託は終了します。

トラスト・ユニットへの投資は指数構成証券またはその他のエクイティ証券への直接投資とは同一のものではありません。トラスト・ユニットは、指数構成証券またはその他のエクイティ証券への投資に内在するリスク以外のリスクに服することとなります。株式ポートフォリオを直接所有することと信託の受益権を所有することを区別することとなる、本ポートフォリオに含まれる株式の選択、本信託に発生する費用またはその他の要因が、指数構成証券またはその他のエクイティ証券の取引とは異なっているトラスト・ユニットの取引に対して影響を与える可能性があります。

クリエイション・ユニットの通常の決済期間が短縮されることがあります。別段の記載がある場合を除いて、「クリアリングプロセス」*における設定および償還の活動に関連する、株式、現金またはトラスト・ユニットの引渡しのための時間的枠組みは、NSCCが営業している3日間（各日を「NSCC営業日」といいます。）のNSCCの現在の「通常方式」決済期間に基づいています。将来、NSCCはかかる「通常方式」決済期間を短縮する可能性があり、その場合、ユニットの設定および償還に適用される決済期間も対応して短縮されることがあります。

クリエイション・ユニットの清算および決済が遅延すること、または実行できないことがあります。本件受託者は、償還請求が本件受託者に受領されたとみなされる日に有効なポートフォリオ預託の株式部分に、組入比率および構成において実質的に同一で、償還のために引き渡された各クリエイション・ユニットの株式ポートフォリオを引き渡します。償還がクリアリングプロセスを通じて処理されたものであれば、引き渡されなかった株式は、かかる引き渡しの完了に関するNSCCによる保証により補填されます。決済日に受領されなかった株式は、引き渡し完了するまで時価評価されます。本信託は、未完了である限りにおいて、引き続きNSCCに株式を引き渡す義務を負い、本信託によりNSCCに引き渡しがなされるまでの株式価額の増加という市場リスクは、本信託のNAVに悪影響を与える可能性があります。投資家は、クリアリングプロセス外で償還請求をした償還請求者に引き渡されるべき株式で、かかる償還請求者に引き渡されていない株式は、NSCCによる引き渡し完了の保証によって補填されないことに留意すべきです。

本信託の購入または売却には費用がかかります。取引所で取引されている証券の取得および売却は、ブローカー手数料およびスプレッドコストの双方を伴います。トラスト・ユニットを購入または売却する投資家は、取引を行うブローカーより課せられる手数料、報酬またはその他の費用を負担します。さらに、投資家はまた、「スプレッド」、すなわち、買値(証券会社等がトラスト・ユニットを購入する価格)および売り呼び値/売値(証券会社等がトラスト・ユニットを売りたいと希望する価格/売却する価格)の価格差に関する費用を負担します。投資家による頻繁なトラスト・ユニットの取引はブローカー手数料およびスプレッドコストを伴い、それは当該投資家の全体的な投資成果に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性があります。これは、特に、長期間にわたって頻繁かつ定期的にトラスト・ユニットに小額の投資を行う投資家についてあてはまります。

*「クリアリングプロセス」とはNSCCの継続的ネット決済(以下「CNS」といいます。)クリアリングプロセスを意味し、かかる手続きはクリエイション・ユニットの設定および償還の実施を促進しています。

課税上の取扱い

① 日本

日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります。

(イ)個人に支払われる分配金は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

個人の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることも、確定申告により配当所得として申告分離課税とすることもまたは総合課税とすることもできます。申告不要とした場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

但し、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は特例措置として、10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率による源泉徴収が行われます。

(ロ)法人(公共法人等を除きます。)に支払われる分配金は、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。

但し、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は特例措置として、7%(所得税のみ)の軽減税率による源泉徴収が行われます。

法人の益金不算入の適用は認められません。

(ハ)個人が受益証券を譲渡した場合、その課税方法は以下のとおりとなります。

a. 受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益証券の取得価額等(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。

また、受益証券の譲渡損益は、他の上場株式等の譲渡損益および上場株式等の配当との損益通算が可能となります。

但し、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は特例措置として、10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率が適用されます。

b. 受益証券は、その譲渡損益について税法上上場株式等として取扱われ、特定口座での取扱いや損失の翌年以降3年間の繰越しも可能です。

(ニ) 分配金及び譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

上記内容は、本書提出日現在において施行されている法令に基づくものであり、法令が改正された場合には、内容が変更される場合があります。

② 米国(米国連邦所得税)

詳細については、管理会社が開示する有価証券報告書をご参照いただくか、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズにお問い合わせください(お問合せ先は「ETF[SPDR® S&P500® ETF]の情報入手一覧」をご覧ください。)

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としていたものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標及び外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格又は基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、2011年3月現在の内容です。その後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代表)